

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和5年2月15日定例会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（定例会）

令和5年2月15日（水曜日）午前10時

出席議員（16名）

1番	渡邊正人	2番	堺谷直樹
3番	小森久博	4番	安井和則
5番	畠貞一郎	6番	安岡明雄
7番	安井英章	8番	須藤正人
9番	皆川鉄也	10番	伊藤千作
11番	鍋谷暁	12番	落合範良
13番	高橋満	14番	伊藤孝年
15番	芦崎達美	16番	加藤彦次郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	堀内満也
理事	佐々木文明
理事	田川政幸
監査委員	畠山一仁

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 局長	鈴木浩文
事務局 主幹	菊池和臣
事務局 次長	柴田智生
総務企画課 参事	石川久美子
総務企画課 参事	加賀政樹
環境衛生課 課長	渡部康生
総務企画課 課長補佐	藤田浩明
環境衛生課 課長補佐	菊谷明
消防本部 消防長	高杉誠
消防本部 消防次長	泉政樹
消防本部 総務課長	加勇田清武
二ツ井消防署 署長	小山内寿
三種消防署 署長	大高英人
八峰消防署 署長	渡辺健
会計 管理者	桜田千穂子

議事日程第1号

令和5年2月15日（火曜日） 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

日程第6 議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第8 議案第5号 能代山本広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第9 議案第6号 令和4年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第7号 令和4年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第8号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

日程第12 議案第9号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

日程第13 議案第10号 令和5年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

午前 10 時 00 分 開会

◎議長（安井和則君） おはようございます。

ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は 16 名であります。

本日の議事日程は、日程表第 1 号のとおり定めました。

あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症防止策として、会議中は、演壇で発言する場合を除きマスクを着用するようお願いするとともに、会場の喚気において通常と異なる対応をとっておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 48 条の規定により、16 番加藤彦次郎さん、1 番渡邊正人さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） おはようございます。

能代山本広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、能代山本スポーツリゾートセンターアリナスの利用者累計 500 万人についてであります。去る 1 月 6 日にオープンから 27 年目で利用者累計 500 万人を達成し、500 万人目となった方に花束と記念品を贈呈しております。

今後もスポーツ交流の拠点として、より多くの方々に御利用いただけるよう、サービス向上と PR に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。東北電力との系統連系契約が整い、必要な工事費負担額が確定いたしました。当初見込まれていた、八森変電所と能代東変電所の増強工事が不要となり、負担額が減額となったことから、市町負担金の減額について今定例会に提案させていただいております。

また、1月末時点の進捗率は約1.9%となっております。

次に、令和4年度における4月から1月末までの衛生3施設のごみ、し尿の搬入状況について申し上げます。

南部清掃工場への可燃ごみの搬入量は1万9465トンで、前年同期と比較して309トン、1.6%の減、北部粗大ごみ処理工場へのごみ搬入量は1,080トンで、前年同期と比較して25トン、2.5%の増、中央衛生処理場へのし尿等の搬入量は3万846トンで、前年同期と比較して567トン、1.9%の増となっております。

今後もこれら施設の適正な稼働に努め、圏域住民の生活を支えてまいります。

次に、昨年1年間の当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。

火災発生件数は23件で、前年と比較して8件の減、市町別では、能代市9件、藤里町2件、三種町7件、八峰町5件となっております。火災種別では、建物火災が11件、林野火災4件、車両火災5件、その他火災3件で、亡くなられた方は1名となっております。

救急出場件数は3,772件で、前年と比較して452件の増、市町別では、能代市2,624件、藤里町178件、三種町678件、八峰町292件となっております。事故種別では、急病が2,647件で最も多く、次いで一般負傷が494件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第1号、職員の定年等に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ等をしようとするものであります。

議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第3号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、高齢者部分休業制度を導入しようとするものであります。

議案第4号、能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号、能代山本広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第6号は、令和4年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ1億6453万円を減額し、補正後の総額を36億9019万円とするものであります。

歳入は、新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツリゾートセンター等の使

用料の減額と、歳出の減額等に伴う負担金の減額のほか、消防ポンプ自動車の購入に伴う国庫補助金の追加等で、歳出は、委託料や工事請負費等の契約差金の整理による減額が主なものであります。

議案第7号は、令和4年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ3570万5000円を減額し、補正後の総額を3億9098万2000円とするものであります。

歳入は、入所実績等による介護給付費収入及び自己負担金収入の整理等で、歳出は、委託料や工事請負費等の契約差金の整理による減額が主なものであります。

議案第8号は、令和5年度一般会計予算案で、歳入歳出それぞれ38億5132万1000円の計上で、前年度と比較し、7635万1000円、2%の増となっております。

歳入の市町負担金は36億873万7000円で、歳入に占める割合は93.7%、歳出の衛生費及び消防費の合計は34億5386万1000円で、歳出に占める割合は89.7%となっております。

歳出の主なものは、一般廃棄物処理施設整備事業費5億1092万3,000円、衛生3施設の施設運転管理等業務委託料3億4050万5000円、定期点検補修工事費等3億5175万円のほか、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車購入費1億2293万5000円等であります。

議案第9号は、令和5年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ6億452万6000円の計上で、前年度と比較しますと2億1617万円の増となっており、旧海潮園解体工事費によるものであります。

議案第10号は、令和5年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ166万5000円の計上で、歳出では、地域連携DMO一般社団法人あきた白神ツーリズムへの運営費補助金を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第1号職員の定年等に関する条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第1号職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第1号職員の定年等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ等

をしようとするものであります。

条文について御説明いたします。

第1条の改正は、地方公務員法の改正により引用する条項を整理するものです。

第3条の改正は、職員の定年を65歳に引き上げるものです。

第4条の改正は、定年に達し退職した職員を引き続き勤務させることができる特例について、地方公務員法の改正により条文を整理するものです。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職について、第8条は、管理監督職務上限年齢について、第9条は、他の職への降任等を行うにあたって遵守すべき基準について、第10条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、第11条は、異動期間の延長等に係る職員の同意について、第12条は、延長した異動期間の期限の繰上げについて、第13条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について、第14条及び第15条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、第16条は、委任について、それぞれ条文を追加するものです。

附則第5項は、定年に関する経過措置について、附則第6項は、職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供及び勤務の意思の確認について、それぞれ条文を追加するものです。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。また、第2項から第5項まで勤務延長に関する経過措置を、第6項に管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例に関する経過措置を、第7項に定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、第8項から第25項まで定年退職者等の再任用に関する経過措置を、第26項に実施のための準備等をそれぞれ定めております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第5 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

◎議長（安井和則君） 日程第5、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものであります。

第1条は、能代山本広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、引用条項を整理するものです。

第2条は、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正で、降給に関する規定を追加するとともに、附則において経過措置を定めるものです。

第3条は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正で、定年延長に合わせ対象職員の年齢の規定を整備するとともに、経過措置を定めるものです。

第4条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、減給についての規定を整備するものです。

第5条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、引用条項及び定年前再任用短時間勤務職員の規定を整理するものです。

第6条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、管理監督職の勤務上限を延長した管理職職員を育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に加えるものです。

第7条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、職員の定年延長に伴い60歳到達日後の最初の4月1日、以下、特定日といいます。以後の職員の給料月額を特定日の前日における給料月額の7割とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を基準給料月額に当該職員の勤務時間を通常の勤務時間で除した数を乗じた額とする等の規定の整備するものです。

第8条は、能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正で、引用条項を整理するものです。

第9条は、職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第3項から第10項までは、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置をそれぞれ定めております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第6 議案第3号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
◎議長（安井和則君） 日程第6、議案第3号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第3号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、55歳以上の職員を対象とする高齢者部分休業制度を導入しようとするものであります。逐条で御説明いたします。

第1条で、この条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき必要な事項を定めるとしております。

第2条は、高齢者部分休業の承認等について、第3条は、休業中の給与の減額について、第4条は、承認の取消し及び休業時間の短縮について、第5条は、休業時間の延長について、第6条は、規則への委任について、それぞれ規定しております。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしており、第2項において、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正し、本条例の規定による承認を加えております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 議案第4号能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護
審査会条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第7、議案第4号能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第4号能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第2条の改正は、本条例の用語の意義について、個人情報の保護に関する法律に定

めるところによると改めるものであります。

第3条の改正は、審査会の所掌事務について、引用条文及び字句を整理するものです。

附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第8 議案第5号能代山本広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

◎議長（安井和則君） 日程第8、議案第5号能代山本広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第5号能代山本広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

本案は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めようとするものであります。逐条で御説明いたします。

第1条は、この条例は、個人情報保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条は、この条例において使用する用語類及び実施機関を定義しております。

第3条は、保有個人情報が記録された文書の写しの交付を受ける者の費用負担について定めております。

第4条は、個人情報の開示請求に係る手数料をゼロ円としております。

第5条は、実施機関が能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる事項について定めております。

第6条は、規則への委任について定めております。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項において、能代山本広域市町村圏組合個人情報保護条例を廃止してあります。

第3項から第5項までは、職務上知り得た個人情報の守秘義務等の必要な経過措置を定めております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第9 議案第6号令和4年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正
予算（第3号）

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第6号令和4年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第6号令和4年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

条文の第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6453万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9019万円と定めております。

また、第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条は、繰越明許費で、第2表繰越明許費によるとしております。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は1億5654万4000円の減額で、2目民生費負担金205万1000円、3目衛生費負担金1億3533万6000円、4目消防費負担金1908万7000円、6目公債費負担金7万円のそれぞれ減で、一般廃棄物処理施設整備に係る系統連携工事負担金の減額と、事務事業の実績によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料は2193万円の減額で、1目民生使用料331万4000円、3目教育使用料1861万6000円のそれぞれ減で、高齢者交流センター、広域交流センター及びスポーツリゾートセンターの利用者減によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫補助金は1427万6000円の追加で、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定によるものであります。

6款諸収入3項雑入は33万2000円の減額であります。

歳出であります。3款民生費1項社会福祉費は205万1000円の減額で、1目高齢者交流センター運営費が122万8000円、2目介護認定審査会運営費が82万3000円、それぞれ減で、事務実績によるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費は84万6000円の追加で、病院群輪番制病院運営事

業補助金の増額であります。

2項清掃費は1億3284万円の減額で、2目南部清掃工場運営費が575万5000円の減で、機械部品購入費、定期点検工事費等の契約差金の整理が主なものであります。

3目北部粗大ごみ処理工場運営費が5万2000円の追加で、電気料金の増と委託料及び工事請負費の契約差金の整理です。

4目中央衛生処理場運営費が244万4000円の追加で、電気料金の増と委託料及び工事請負費の契約差金の整理等です。

5目一般廃棄物処理施設整備事業費が1億2958万1000円の減額で、東北電力系統連携工事費等負担金の整理です。

なお、系統連携工事費負担金につきましては、電力会社からの接続検討の回答に基づき、当初予算で1億2890万円を計上しておりましたが、最終的な検討の結果、本事業に係る八森変電所と能代東変電所の増設工事が不要となったことから減額するものであります。

5款消防費1項消防費は351万3000円の減額で、1目本部費が90万4000円の減で、委託料及び備品購入費の契約差金の整理等です。

2目署費が129万7000円の追加で、都市ガスの単価増による燃料費の追加と委託料、工事請負費及び備品購入費の契約差金の整理です。

3目消防施設費が390万6000円の減額で、委託料、工事請負費及び備品購入費の契約差金の整理です。

6款教育費1項社会教育費は63万8000円の追加で、広域交流センターの自動給水ポンプ取替工事費等です。

2項保健体育費は138万3000円の追加で、スポーツリゾートセンターの電気料金等です。

8款予備費1項予備費は2899万3000円の減額です。

予算書にお戻りください。第2表繰越明許費は追加で、広域交流センター自動給水ポンプ取替工事176万円であります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。5番 嶋 貞一郎さん。

◎5番（嶋貞一郎君） ちょっと分からないのでお知らせ願いたいのですが、今回、東北電力系統連携工事費負担金が1億2700万円ですか減額になって、各市町の負担が減ったわけですが、この部分というのは、系統連携というのは、私の知る限りにおいては、再エネを通電するための系統連携ではないかなというふうには思うのですが、こういった場合、代表理事の説明要旨を見ますと、八森変電所、能代東変電所の増強工事が不要になったゆえにこういう減額になったということのございますけれども、これは、例えばその系統連携を結んだ場合、変電所への負担というのはどこまでの範囲が一般的に負担になるのかどうか。そして、今回、八森変電所、能代東変電所の増強工事が不要になったというのはどういうことなのかどうか。その辺の部分をお知らせ願えればと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

(事務局長 鈴木浩文君 登壇)

◎事務局長(鈴木浩文君) お答えいたします。当初は、当施設が発電し、それを売電するために必要な連携の部分の増強工事が必要であるとの御意向がありまして、その工事費に対する負担金を計上しておりました。ただ今議員がおっしゃられたとおり、再生可能エネルギー事業等々より変電所そのものの増強は、この事業が始まるまでに行われておって、このノンファームで接続する上での空き容量が、この事業に係る工事によらなくても確保できたことから、本事業に係る増強工事は不要となったということでございます。すなわち、もともとノンファームですから、ある空き容量へ流し込んで売電するわけですけれども、その容量が確保、工事の増強を伴わなくても確保できたということでございます。以上でございます。

◎議長(安井和則君) 畠 貞一郎さん。

◎5番(畠貞一郎君) 大体分かりましたけれども、要は、その前にきちんと工事してたということは、要は風力発電だと、その系統連携の部分で、それでもう増強工事が行われていたというふうに解釈すればいいのかどうか。まあ恐らく大型の風車の系統連携というと、相当なお金が東北電力に入って、それで増強したというふうに考えられるわけなのですけれども、この今回、八森変電所と能代東変電所の増強工事が不要になったということなのですけれども、こういった負担というのは、ですからどこまでの範囲でかかるのかどうか。それ先ほどもお伺いしましたけれども、お伺いします。

◎議長(安井和則君) 事務局長。

(事務局長 鈴木浩文君 登壇)

◎事務局長(鈴木浩文君) お答えいたします。特に、この個別に明確にここまでの範囲での負担ということは考えておらないようなのですけれども、いわゆる売電するがゆえに設備の増強が必要であれば、当該工事に係る負担金は事業所において負担すべきと、そうしたことに基づくものであります。以上でございます。

◎議長(安井和則君) 畠 貞一郎さん。

◎5番(畠貞一郎君) そうしますと、系統連携への工事負担金というのは、東北電力の言いなりということなんでしょうか。その辺だけお伺いします。

◎議長(安井和則君) 事務局長。

(事務局長 鈴木浩文君 登壇)

◎事務局長(鈴木浩文君) お答えいたします。言いなりかどうかは別にしても、東北電力とこうした場合には協議を重ねまして、その結果に応じて負担の割合等は協議により定められる、このようなことになっております。以上でございます。

◎議長(安井和則君) 他に質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合格約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

それでは、これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第10 議案第7号令和4年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第3号)

◎議長(安井和則君) 日程第10、議案第7号令和4年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 鈴木浩文君 登壇)

◎事務局長(鈴木浩文君) 議案第7号令和4年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

条文第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3570万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9098万2000円と定めております。

また、第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算の内訳につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1款サービス収入1項介護給付費収入は149万9000円、2項自己負担金収入は74万6000円のそれぞれ減額で、入所実績等による整理であります。

3款財産収入2項財産売払収入は5万7000円の計上で、旧海潮園の不用品売払収入です。

5款繰入金1項繰入金は3351万7000円の減額で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は449万2000円の減額で、旧海潮園解体工事実施設計業務委託料、長寿園空調設備移設工事費の契約差金の整理等です。

4款予備費1項予備費は3121万3000円の減額です。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論を行います。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第11 議案第8号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計
予算

◎議長（安井和則君） 日程第11、議案第8号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第8号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたします。

条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5132万1000円と定めております。

また、第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で債務負担行為、第2表債務負担行為によるとしております。

第3条で歳出予算の流用について定めております。

予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は36億873万7000円の計上で、1目事務費負担金7288万5000円、2目民生費負担金9720万6000円、3目衛生費負担金13億4475万9000円、4目消防費負担金19億2508万円、5目教育費負担金1億6579万3000円、6目公債費負担金301万4000円であり、項目及び負担割合は説明欄に記載のとおりとなっております。

2款使用料及び手数料1項使用料は1億2267万9000円の計上で、1目民生使用料985万円、2目衛生使用料6967万7000円、3目教育使用料4315万2000円であり、施設の内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。

2項手数料は119万7000円の計上で、危険物規制事務等手数料です。

3款国庫支出金1項国庫補助金は9427万4000円の計上で、循環型社会形成推進交付金です。

4款財産収入1項財産運用収入は27万5000円の計上で、土地建物貸付収入です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は3万5000円の計上で、要介護認定審査及び判定受託事業収入です。

2項預金利子は1,000円の計上です。

3項雑入は2362万3000円の計上で、内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。

歳出であります。1款議会費1項議会費は254万1000円の計上で、報酬、視察研修旅費等です。

2款総務費1項総務管理費は7164万3000円の計上で、1目一般管理費が6915万2000円、職員人件費のほか、新財務会計システム更新費用負担金等であ

ります。

2目企画費が249万1000円、広域広報印刷費等です。

2項監査委員費は7万2000円の計上で、報酬及び意見書印刷費です。

3款民生費1項社会福祉費は1億920万5000円の計上で、1目高齢者交流センター運営費が7495万3000円、職員人件費のほか、施設用燃料費、光熱水費、保守点検委託、各種リース料等、脱衣室エアコン取替工事費等です。

2目介護認定審査会運営費が3425万2000円、職員人件費が主なるものです。

4款衛生費1項保健衛生費は2628万8000円の計上で、在宅当番医制実施事業委託料及び病院群輪番制病院運営事業補助金です。

2項清掃費は14億8314万1000円の計上で、1目衛生総務費が3030万9000円、主なるものは職員人件費。

2目南部清掃工場運営費が4億5902万4000円、職員人件費のほか、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、最終処分場使用料、定期点検保守工事費等です。

3目北部粗大ごみ処理工場運営費が6894万5000円、職員人件費のほか、施設用光熱費、運転管理等業務委託料、定期点検保守工事費等です。

4目中央衛生処理場運営費が4億1394万円、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、定期点検保守工事費、汚泥資源化事業維持管理費負担金等です。

5目一般廃棄物処理施設整備事業費が5億1092万3000円、職員人件費のほか、設計・施工管理業務委託料、施設建設工事費等です。

5款消防費1項消防費は19億4443万2000円の計上で、1目本部費が3億5087万5000円、職員人件費のほか、緊急通信指令施設保守業務委託料、消防学校入校費等です。

2目署費が14億7058万5000円で、職員人件費等です。

3目消防施設費が1億2297万2000円、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車購入費等です。

6款教育費1項社会教育費は2142万1000円の計上で、広域交流センターに係る職員人件費のほか、施設用光熱水費、保守点検委託料等です。

2項保健体育費は1億8906万4000円の計上で、スポーツリゾートセンターに係る職員人件費のほか、施設用光熱水費、保守点検委託料等です。

7款公債費1項公債費は301万4000円の計上で、1目元金が300万円、2目利子が1万4000円。

8款予備費1項予備費は50万円の計上です。

予算書にお戻りください。第2表債務負担行為、南部清掃工場運営費（灰運搬車賃借料）、令和6年度から7年度、2,900万円であります。

なお、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を記載しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） これより質疑を行います。まず、条文及び歳入部分について質疑を行います。5番 貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） 前から一度伺いたかったのですけれども、歳入の場合は、先ほど代表理事の説明にもありましたように、市町負担金が36億8百万と、歳入の93.7%を占めているということがあります。各市町の負担金によって成り立っているということは確かなわけですが、今のところ、能代市も3月議会がこれから開催されます。で、3町もこれから開催されるだろうというふうに思います。これはまだ負担金の部分は議決されてない部分でありますけれども、こういった広域議会の場合には、議決されない予算をこのように上程していることは正しいことなのかどうか。それをまず一つ伺いたしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 答弁整理のため、暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

◎議長（安井和則君） 再開いたします。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 時間を取らせていただき、すみませんでした。お答えいたします。地方公共団体の予算につきましては、地方自治法の第211条において議決を要するものとなっております。その上で、構成市町の予算も当組合の予算も一つの地方公共団体の予算であり、それぞれが議決を経て成立するものとされております。ただ、性格上、当組合は、議員がおっしゃるとおり構成市町の負担金が主な財源であります。その議決の順位については地方公務員法においては定められておらないということで、当該団体ごとに決めておければ問題はないとの解釈がなされておりますので、問題ないと考えております。以上であります。

◎議長（安井和則君） 5番畠 貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） 今の御説明では、順番は示されていないということですが、私たちがここで議決したとすればですね、当然のことながら各1市3町の議決に大きな影響を与えることに、ここで承認したということになりますから、なるわけですが、そう考えると順番というのは、そもそもからいって各1市3町の議決が私は先ではないかなと、その後こういう予算はやるべきではないかなと私は基本的に思いますが、お考えをお伺いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。その前に、先ほど私地方公務員法と申し上げましてしまったようですが、地方自治法の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

お答えいたします。法律上、そういった順位が定められていないということ、そして、ほかの一部事務組合においてもこうした事例がございまして、その際、国あるいは県等に照会し対応を教示されたところ、そうした順番については問題がないと、こうした認識でございます。以上であります。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出全部について質疑を行います。6番安岡明雄さん。

◎6番（安岡明雄君） 予算書の事項別に、12節委託料が計上されております。4年度当初予算書を見るとですね、昨年計上しておりませんでした公共施設等総合管理計画改定業務委託料とですね、行政不服審査会事務等業務委託料が計上されております。今回計上された経緯とか、まあそういった内容についての概要について教えていただきたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。まず1点目、公共施設等総合管理計画の見直しについてであります。本計画は、当組合において平成29年3月に策定されております。なお、その後、それぞれの施設の個別計画も策定しております。国では、今後の公共施設の在り方として、こうした公共施設に関する計画を定め、30年程度の目標を定めて維持管理していくようにとされておりますが、今般、その国からの改訂内容の変更がございまして、個別計画に関わる成果、今後の動向等を反映した上で公共施設総合計画を見直すようにとの要請がなされました。それを受け、当組合においても令和5年度に本計画を見直ししようとするものであります。

次に、行政不服審査の負担金でありますけれども、当該経費につきましては、これまでも経常経費として計上はしてまいりました。これは当審査会の運営に係る義務的経費に係る負担金であります。予算書の記載につきまして、昨年度は他の委託料と包括的に記載されており、個別の名称は出ておりませんでした。同額は計上されており、今回はその項目の抜き出しの際に記載があったということでもあります。

なお、不服審査等の個別の案件があった場合は、その都度、別の形での負担が新たに生じ、このようになります。なので、新たに行政不服審査の事案があるから計上したということではなく、あくまでも経常的な経費への負担金であるということでもあります。以上であります。

◎議長（安井和則君） 6番安岡明雄さん。

◎6番（安岡明雄君） 御説明の内容は分かりましたけれども、公共施設等の総合管理計画については、国からの変更についての、見直すよう要請ということですが、改訂するならばする理由があると思うんですね。例えば、解体するときの補助金要綱のためにですね、やはり計画、個別計画を変更したほうがいいよとか、そういったものが想定されるのか。単に条文の整理なのか。そういう類いなのか。やはりちょっと分かりづらかったので、その上でちょっと端的に教えていただければありがたいかと思っております。

あと、行政不服審査会等の予算でありますけれども、他の項目に入って、今回記述させたという御説明であったわけですが、私ども委員会制を取っておらないので本会議制なので、やはり説明がもう少し丁寧にやるべきじゃないのかなと。独立させたらさせたなりに、この金額がですね、38万1000円でありますので、特別にかかったのか。ちょっと聞くとところによると、この委託料については、そんな金額高くないようなお話ですので、そのタイトになるだけのボリュームだとかインパクトがあるのか、やはり予算の説明の仕方をもう少し、例えば事前にいただいた附属資料と

かですね、そういった変更のところにはちょっと記載していただくの対応が私は必要じゃないのかなと思いますので、その点についてお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。まず1点目、公共施設等総合管理計画の見直しに関連するものでありますけれども、やはり議員がおっしゃるとおり、今後の公共施設の維持管理というのは、より長期的視野、あるいは財政面等考えていかなければならない。その上で個別計画を定めたことでありますから、そうしたものをきっちりと計画に反映させていく上で、どのような形での見直しになるのか検討を深めていく必要があるかと考えております。

なお、当該計画の見直しに関する経費につきましては、特別交付税に算入されておりました、その措置は令和5年度まで延長されるということになっております。付け加えておきます。

それから、行政不服審査に係る問題でありますけれども、予算の予算書への記載、説明等につきまして、議員の御指摘のとおりかと思っておりますので、今後そうした記載をする際には十分精査して、分かりやすい説明に心がけてまいります。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。5番 畠 貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） ざくっとした質問したいと思ひます。歳出ですけれども、今年度予算が昨年度より7600万円あまり増えております。いろいろ考えていきますと、大分電気料だとか光熱費の部分が相当増えたのではなかろうかなというふうには思ひますけれども、今回の予算において、その電気料だとか光熱費の部分はどれぐらいのパーセンテージで考えて予算組んだのかどうか。昨年度に比べてですね、どれぐらいのパーセンテージで高騰するというような予測の上で立てたものなのかどうか、お伺ひいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。初めに予算全体が、昨年度より増額になった主な内容につきまして、一番大きなものとしては中央衛生処理場の延命工事になり、工事費の増が大きな要因となっております。また、電気料につきましては議員御指摘のとおりであり、こちら、今回の補正でも追加をしているところでありますけれども、まずは単純に令和4年度のそれぞれの施設と令和5年度のそれぞれの施設の電気料を比較しますと、大体40%強の増となっております。

今回、御指摘の中で電気料の単価もそうなのですが、高圧を使った場合の燃料費調整額ということも大きく増額しておりますので、今後また大きくかかるようなことがあれば、補正予算による対応等もあり得るのかなと、このように考えておるところであります。以上であります。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合同約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第12 議案第9号令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第12、議案第9号令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第9号令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算について御説明いたします。

条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億452万6000円と定めております。

また、第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で、一時借入金の最高額を1億円としております。

予算の内訳につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1款サービス収入1項介護給付費収入は2億1476万円の計上で、1目施設介護サービス費収入1億9703万5000円、2目居宅介護サービス費収入1772万5000円です。

2項自己負担金収入は5147万4000円の計上です。

2款財産収入1項財産運用収入は6,000円の計上で、基金運用利子です。

3款寄附金1項寄附金は1,000円の計上です。

4款繰入金1項繰入金は3億3719万7000円の計上で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は2万4000円の計上で、要介護認定受託事業収入です。

2項雑入は56万4000円の計上で、内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は6億400万7000円の計上で、職員人件費のほか、施設用需用費、保守点検業務委託料、旧海潮園解体工事費等です。

2 款基金積立金 1 項基金積立金は 6, 0 0 0 円の計上です。

3 款公債費 1 項公債費は 1 万 3 0 0 0 円の計上で、一時借入金利子です。

4 款予備費 1 項予備費は 5 0 万円の計上です。

なお、給与費明細書を記載しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第 1 3 議案第 1 0 号令和 5 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別
会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第 1 3、議案第 1 0 号令和 5 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第 1 0 号令和 5 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算について御説明いたします。

条文第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 6 万 5 0 0 0 円と定めております。

また、第 2 項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるとしております。

予算の内訳につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1 款財産収入 1 項財産運用収入は 1 0 9 万 8 0 0 0 円の計上で、基金運用利子です。

2 款繰越金 1 項繰越金は 5 6 万 7 0 0 0 円の計上で、前年度繰越金です。

歳出であります。1 款商工費 1 項商工費は 1 0 9 万 8 0 0 0 円の計上で、一般社団法人あきた白神ツーリズム運営費補助金等です。

2 款予備費 1 項予備費は 5 6 万 7 0 0 0 円の計上です。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（安井和則君） 本定例会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午前 11 時 19 分 閉会

令和 5 年 2 月 15 日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 加 藤 彦 次 郎

署 名 議 員 渡 邊 正 人